

第 1 編 序論

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

- 「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域、今住んでいる地域で安心して生活することができるよう、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別ではなく、「地域」を中心として市民や社会福祉関係者が連携して、お互いに支え合い、助け合いの関係を築きながら、地域で支援を必要としている人のさまざまな困りごとや不安を、市民一人ひとりが主体となって解決していく取組のことです。
- 地域福祉の推進にあたっては、日常の生活で起こる問題は、まず個人や家庭の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。また、介護保険制度、医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保険制度などを活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての保健・医療・福祉などの施策に基づくサービスの提供、生活保護など、行政でなければできないこと（公助）は行政が中心となって解決するといった、重層的な取組が必要です。
- 「社会福祉法」の第4条では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、同条第1項で地域福祉を推進する主体と目的を定めて、地域における福祉施策や市民の福祉活動を総合的に展開すること、また、同条第2項で地域福祉を推進する主体である地域住民などの役割として、地域のあらゆる生活課題の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携が求められています。

第四条 地域住民^{※1}、社会福祉を目的とする事業を営業者^{※2}及び社会福祉に関する活動を行う者^{※3}（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民^{※4}が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法（抜粋）

※1 地域で生活を営むすべての住民

※2 社会福祉法人、福祉サービスの提供をはじめとする、広範な社会福祉を目的とする事業を営業者NPO法人や民間企業、生協、農協などの事業者及び行政など

※3 ボランティア、NPO、民生委員児童委員などの地域で福祉活動を行う人及びグループや団体

※4 福祉サービスを必要としているすべての人（現在、サービスを利用していない人も含む。）

2 地域福祉計画とは

- 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。
- 特に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」など、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、福祉分野の上位計画として、福祉のあり方を法の定める事項からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンとともに、「自助、互助、共助、公助」の観点から取組の方向を定めます。

（市町村地域福祉計画）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

- 国の計画策定ガイドラインでは、「地域福祉計画」の策定にあたって次の5つの事項について具体的な内容を示し、その他の必要な事項を加え計画に盛り込むことが求められています。

【計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）】

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

資料：「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29（2017）年12月12日付通知）第一社会福祉法改正の趣旨について、第三 市町村地域福祉計画のガイドライン」

3 計画策定の背景と目的

(1) 社会的背景と計画策定の目的

- 近年、総人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などを背景として、地域における住民同士のつながり意識の希薄化や地域活動の担い手不足など、住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。また、高齢者や子どもへの虐待、いじめ、引きこもり、孤独死、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、さまざまな社会問題が顕在化しています。
- 市民の生活が多様化、複雑化する中で、高齢の親が独身無職などの子どもと同居する「8050問題」をはじめ、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」など、複合的な問題を抱えた世帯や制度の狭間にあることから適切な福祉サービスを受けられない世帯など、新たな福祉的課題も生じています。
- さらに2020年は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛やテレワーク、時差出勤に代表される働き方の変化、オンライン会議などが急速に浸透する一方で、外出自粛によるストレスなどにより、家庭内での虐待やDV被害など、さまざまな影響が懸念されています。
- このような社会の変化や地域住民が抱える新たな課題に的確に対応するには、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別の対策だけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。
- このため、行政内部においても関係部署の連携を密にし、より効果的なサービスを提供することがますます重要になっています。
- また、こうした連携の重要性は、地域活動にもあてはまるものであり、住民同士が相談に乗ったり、助けあったりしていた、かつての地域の相互扶助機能のように、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく取組が求められています。
- 国においては、このような社会構造や暮らしの変化を踏まえ、地域住民がさまざまな生活上の課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できるよう、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- 本市においても、「地域共生社会」の実現を目指して、より効果的な地域福祉を推進するため、総合的、長期的な視点で地域福祉の取組の方向性及び具体的行動指針を示す地域福祉計画として「新居浜市地域福祉推進計画2021」（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 国の動向

ア. 社会福祉法の改正などの概要

- 平成 29 (2017) 年 6 月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 52 号)」により、社会福祉法の一部改正が行われました。
- 改正後の社会福祉法では、市町村は、包括的な支援体制の整備 (第 106 条の 3) のほか、市町村地域福祉計画の策定 (第 107 条) に努めるものとされています。

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

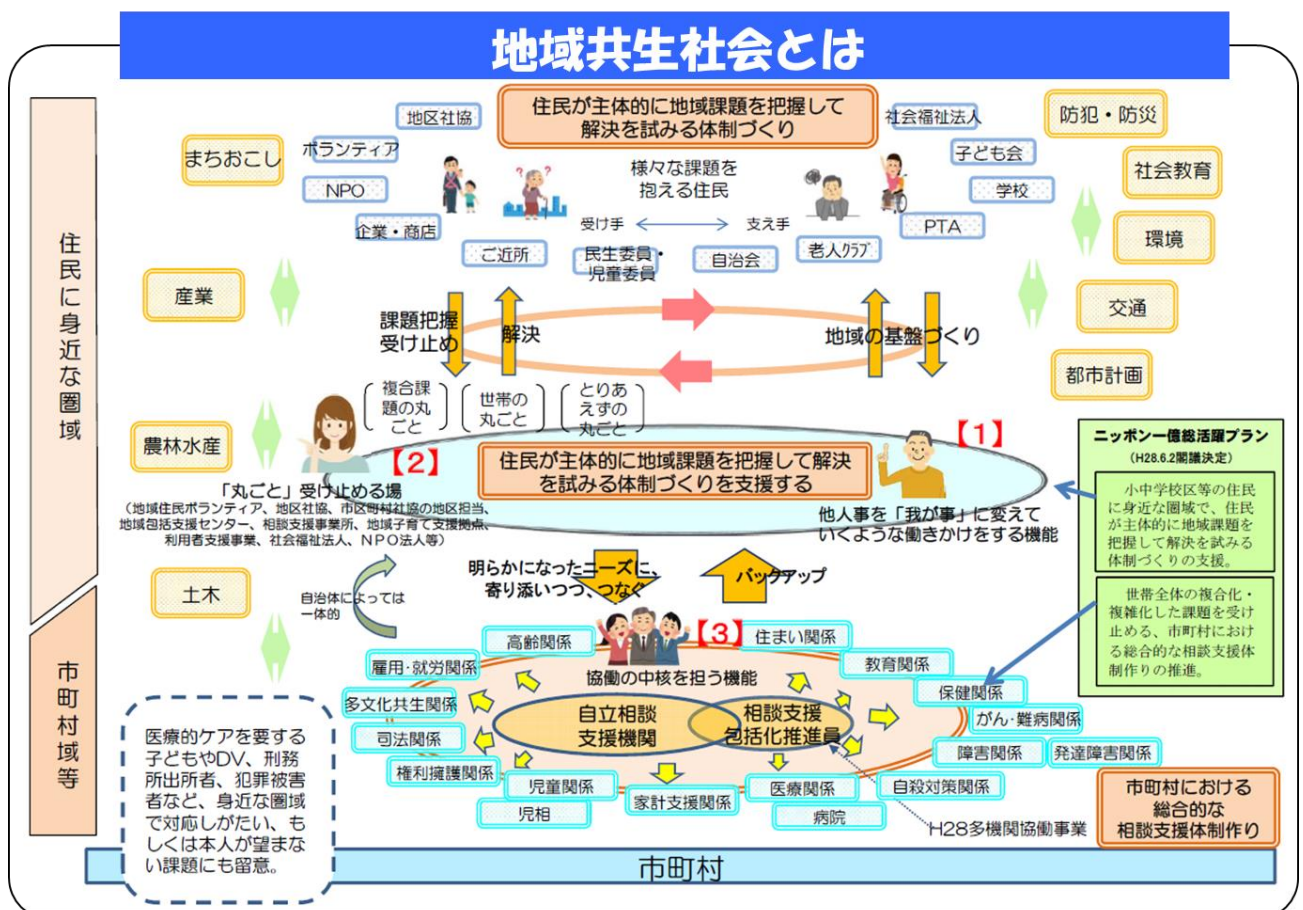
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法 (抜粋)

イ。「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現

- 従来の「福祉」の考え方は、「社会的に弱い立場の人を行政が支援するもの」ととらえられていましたが、これからは、支える側と支えられる側という画一的な関係性を越え、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 社会福祉法の一部改正により、これからの地域福祉の在り方として、市民や関係機関と行政が協力して、さまざまな分野にわたる地域の生活課題を把握し、包括的な支援体制を整備することが盛り込まれました。
- 地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子育て家庭など制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を越えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が「我が事」としてあらゆる分野の活動に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域を支えていく社会とされています。
- これからは「地域共生社会の実現」に向けた「縦割り」ではなく「丸ごと」です。「他人事」ではなく「我が事」として、一人ひとりの暮らしを支える地域づくりが必要です。

【地域共生社会実現の全体像イメージ】



資料：厚生労働省

○国の「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている「地域共生社会の実現」について、具体的に検討するため発足した「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」では、地域福祉を取り巻く現状と課題及び体制整備の考え方として、「最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」（平成 29（2017）年 9 月 12 日）が公表され、次のような現状と課題が示されています。

【地域福祉をめぐる現状と課題】

●世帯の複合的な課題

- ・高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」）
- ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
- ・障がい者の親が高齢化し介護を要する世帯
- ・さまざまな課題が複合して生活が困窮している世帯

●制度の狭間にある課題

- ・制度の対象外、基準外、一時的なケース

●自ら相談に行く力がない

- ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
- ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）

●地域の福祉力の脆弱化

- ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化

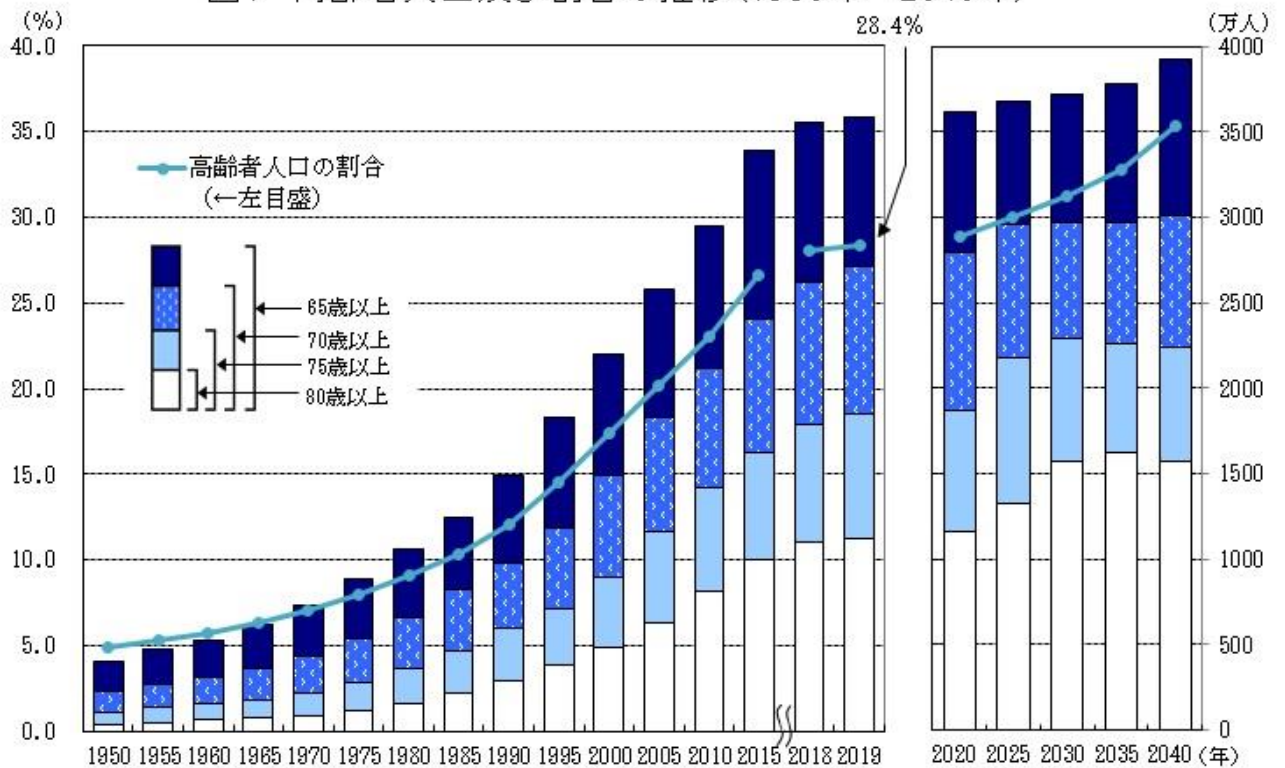
●新たな地域課題

- ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要

ウ. 高齢者福祉・介護保険制度の動き

- 我が国においては、総人口が減少に転じる中、依然として高齢化が進行し、高齢者数は今後も増加で推移すると見込まれています。
- このような中、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。
- 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら図られてきましたが、さらにその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた取組の推進が必要となってきています。
- また、令和2（2020）年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。この改正は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、高齢者の介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など制度上の従来の枠にとらわれることなく「支える側」「支えられる側」という関係を越え、お互いが助け合いながら暮らすことができる新しい福祉のまちづくりを目指すものです。
- 本市は今年度「新居浜市高齢者福祉計画2021」及び「新居浜市第8期介護保険事業計画」を策定しているところです。

図1 高齢者人口及び割合の推移(1950年～2040年)



資料：総務省統計局

エ. 障がい者福祉制度の動き

- 国においては、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者基本法」が、平成 23 (2011) 年 8 月に改正され、共生社会実現などの目的規定の見直しや発達障がいの規定などの障がい者の定義が見直されるなど、制度や慣行における社会的な障壁を取り除くための配慮が定められました。
- その後、平成 28 (2016) 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」が施行されるなど、さまざまな法的整備が進められてきました。
- 平成 30 (2018) 年 3 月には、「障害者基本計画 (第 4 次)」が閣議決定され、今後 5 年間における障がい者福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念について共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。
- 本市では、平成 27 (2015) 年 3 月に、この「障害者基本法」の規定に基づく「新居浜市第 2 期障がい者計画」を策定し、その基本理念である「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して障がい者施策を推進しています。
- 平成 30 (2018) 年 3 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」及び「児童福祉法の一部を改正する法律 (改正児童福祉法)」の規定に基づく「第 5 期新居浜市障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進しています。
- 本市では令和 3 (2021) 年 3 月に「第 3 期障がい者計画」「第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画」を策定します。

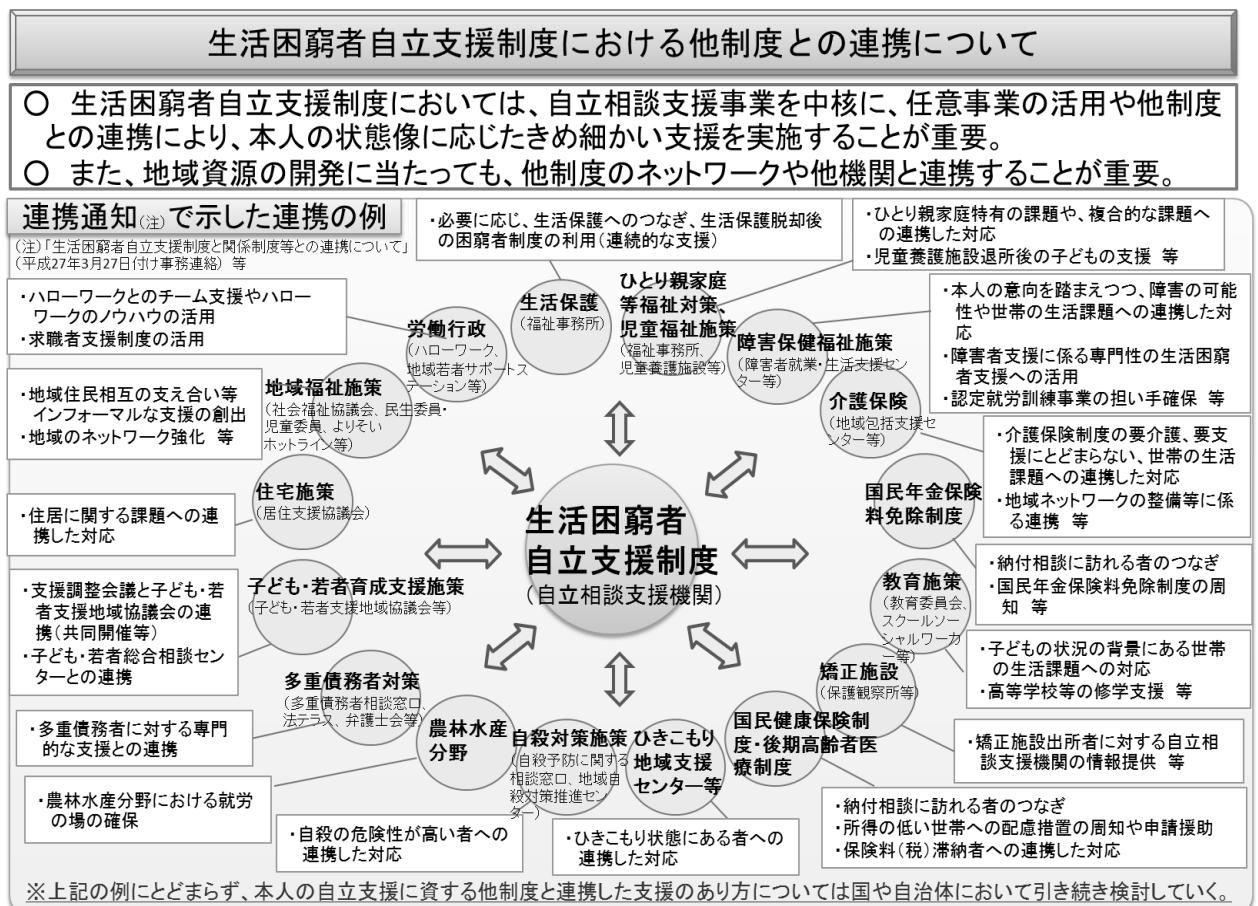
オ. 子育て支援制度の動き

- 我が国における子育てを取り巻く現状をみると、保育施設における待機児童問題や育児不安を抱える子育て家庭の増加など、さまざまな課題が顕在化しています。
- このような社会的背景において、誰もが子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、国は平成 27 (2015) 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、保育の受け皿整備や保育士などの処遇改善など、また、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできました。さらに、平成 29 (2017) 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、より一層の子育て支援施策が推進されています。
- 本市においては、令和 2 (2020) 年 3 月に「第 2 期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

カ. 生活困窮者自立支援制度の動き

- 平成 27 (2015) 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが定められました。
- 働きたくても働けない、住む所がないなど、直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援など、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】



キ. 自殺対策の動き

- 我が国の自殺者数は、平成 10（1998）年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成 18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行により総合的な自殺対策の取組が推進され、自殺者数は 10 年連続で減少していました。しかし、令和 2 年（2020）年 11 年ぶりに増加に転じました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活環境の変化が考えられますが、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。
- そのような中、国においては平成 28（2016）年 4 月には「自殺対策基本法」が改正され、さらに、同法に基づき平成 29（2017）年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。自殺対策は「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けられ、地方自治体には自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。
- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させることを主な目的としています。
- 本市においては平成 31（2019）年 3 月「新居浜市自殺対策計画」を策定し、関係機関との連携及び地域の協力により、気軽に相談できる人材や場所の確保に努め、不安や孤立を解消し市民の自殺予防に取り組んでいます。

【自殺総合対策大綱の概要（抜粋）】

第1 基本理念	○ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
第2 基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ● 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態ははまだ続いている ● 地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する
第3 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 生きることの包括的な支援として推進する ② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる ④ 実践と啓発を両輪として推進する ⑤ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱（概要）」より作成

ク. 成年後見制度の動き

- 認知症や障がいがあることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある人を社会全体で支え合うことは、高齢化が進行する社会における喫緊の課題であり、地域共生社会の実現にも資することとされています。しかし、これらの人たちを支える重要な手段である「成年後見制度」は十分に利用されているとは言えない状況です。
- そのような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28（2016）年 5 月に施行され、同法では、その基本理念を定め、国の責務などをはじめ基本方針などが定められました。また、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置などにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 29（2017）年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
- このようなことから、本市においても、「新居浜市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域福祉推進計画に包含させ、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

【成年後見制度利用促進基本計画のポイント】

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人などの権利制限に係る措置を見直す。

資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29（2017）年 3 月）より作成

ケ. 再犯防止推進の動き

- 我が国の刑法犯の認知件数は、平成 15（2003）年以降減少で推移し、平成 28（2016）年は戦後最少となりました。一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、近年減少状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は一貫して上昇し続け、平成 28（2016）年には 48.7%と、現在と同様の統計を取り始めて以降最も高くなりました。
- 人々の安全・安心な暮らしを構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止への取組が喫緊の課題となっています。
- 再犯防止のためには、犯罪などを未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任を自覚することや犯罪被害者の心情などを理解すること、自ら社会復帰のために努力することが重要とされています。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、学歴など生きるためにさまざまな困難を抱える人もいます。
- 犯罪や非行をした人が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うためには、国、地方公共団体、再犯の防止などに関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力し、総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになったことから、平成 28（2016）年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行されました。
- それに伴い、平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画である「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。
- このようなことから、本市においても、「新居浜市再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉推進計画に包含させ、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

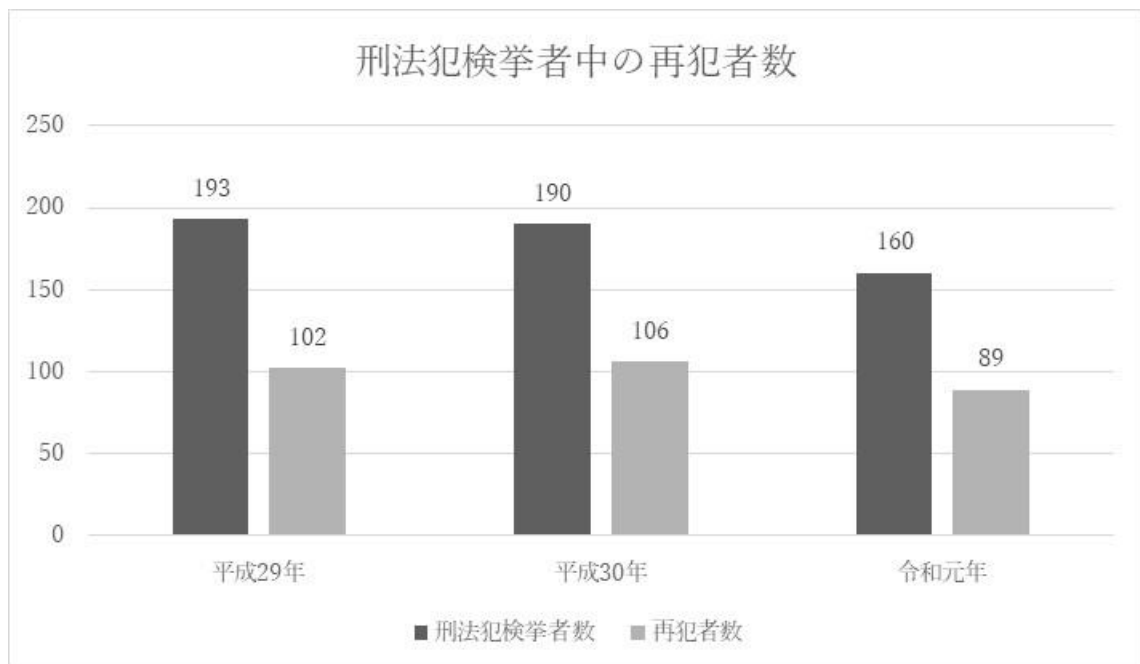
【再犯防止推進計画の概要（抜粋）】

5つの基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進する。 ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。 ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。 ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。 ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成する。
---------	---

7つの重点課題	1 就労・住居の確保 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進 3 学校等と連携した修学支援の実施 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 6 地方公共団体との連携強化 7 関係機関の人的・物的体制の整備
---------	--

資料：法務省「再犯防止推進計画」（平成29（2017）年12月）より作成

新居浜警察署管内（新居浜市管轄）の犯罪発生状況



年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
平成29年	193人	102人	52.8%
平成30年	190人	106人	55.8%
令和元年	160人	89人	55.6%

※ 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいいます。

※ 少年データは含まれません（犯行時年齢が20歳以上のものを計上しています。）。

法務省矯正局提供データを基に新居浜市作成

(3) 持続可能なまちづくりの推進（SDG sの推進）

- 平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12年（2030年）までの持続可能な開発目標（SDG s）が採択されました。
- これを受けて日本では、政府にSDG s推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成29年（2017年）12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDG s達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。
- 国の方針を受けて、自治体においては、さまざまな施策を推進し、SDG sの達成に寄与しています。
- 本市においては、さまざまな施策を推進することは、SDG sの達成に資すると考えられることから、貧困、飢餓、健康・福祉、教育など、SDG sの以下17の国際目標を第六次新居浜市長期総合計画に位置付けており、本計画においても各基本施策に位置付けています。

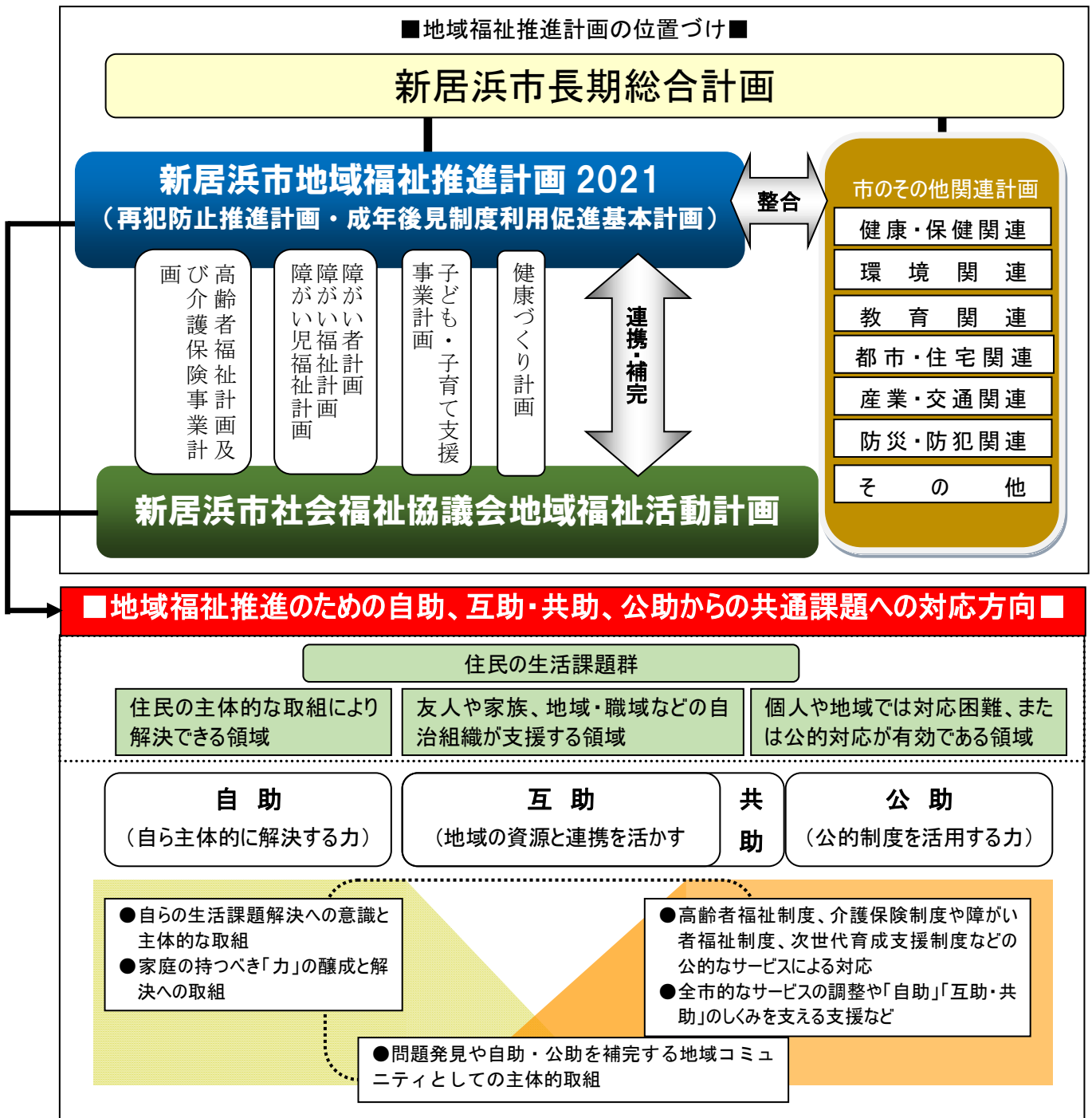
■ 17の持続可能な開発目標（SDG s） ■



- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 貧困をなくそう | (10) 人や国の不平等をなくそう |
| (2) 飢餓をゼロに | (11) 住み続けられるまちづくりを |
| (3) すべての人に健康と福祉を | (12) つくる責任 つかう責任 |
| (4) 質の高い教育をみんなに | (13) 気候変動に具体的な対策を |
| (5) ジェンダー平等を実現しよう | (14) 海の豊かさを守ろう |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に | (15) 陸の豊かさも守ろう |
| (7) エネルギーをみんなにそしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に |
| (8) 働きがいも経済成長も | (17) パートナーシップで目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

4 新居浜市長期総合計画及び各個別計画との関係

- 新居浜市長期総合計画は、本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたものです。
- 新居浜市地域福祉推進計画 2021 は、新居浜市長期総合計画の福祉関連部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。
- 平成 29 年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられています。



5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和3年度～令和12年度までの10年間とします。
- ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

6 新居浜市地域福祉推進計画2011の評価

○新居浜市地域福祉推進計画2011の最終年度である令和2年度までの10年間に重点的に進捗管理及び評価を行う事業について、評価しました。

- A 十分達成できた(達成率:75%以上)、B 概ね達成できた(達成率:50%以上75%未満)、
- C やや不十分だった(達成率:25%以上50%未満)、D 不十分だった(達成率:25%未満)

(1) 地域と一体となった健康づくり						
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の普及啓発活動 ・健康都市づくりの推進 					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
食育の普及啓発活動回数(回)	128	276	新型コロナ感染防止対策により事業中止	140	—	—
食育の普及啓発講座参加者数(人)	5,199	5154		5,500	—	
健康都市づくり推進員地区活動回数(回)	—	557	500	—	—	次期計画新指標

※新型コロナウイルス感染の影響で、R2以降の事業実施が未定であるため指標を変更しました。

(2) 救急体制の維持・強化と地域医療の確保						
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の確保 ・適正受診の啓発 					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
適正受診の啓発活動回数(回)	65	65	70	77	90%	A

(3) 地域福祉活動の推進						
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の強化 					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績(A)	実績見込値	目標値 B	A/B	
民生委員・児童委員参加研修数(回)	33	25	新型コロナ感染防止対策により事業自粛	43	76%	A
民生委員・児童委員活動件数(件)	51,887	42,789		55,500	82%	A

※新型コロナウイルス感染防止対策により活動自粛となったため、R1実績を達成率評価としました。

(4) 多様な保育ニーズへの対応						
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり(保育所型)、延長保育、休日保育、夜間保育の実施 					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
延長保育(人/箇所)	122/15	158/16	101/16	142/17	75.6%	A
休日保育(人/箇所)	0/0	13/1	15/1	10/1	150.0%	A

(5) 障がい福祉・施設サービスの充実						
主な取組内容	・心身障がい者への経済的支援、社会福祉団体の支援、障がい者の自立支援					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
障がい福祉サービス利用者数(人)	713	1110	1120	805	139.1%	A
障がい者雇用率(%)	1.6	3.1	3.2	1.8	166.7%	A

(6) 住み慣れた地域での生活支援						
主な取組内容	・独居高齢者 ・認知症高齢者の見守り体制の充実強化					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
見守りひとり暮らし高齢者数(人)	3,784	3,061	3,002	4,500	66.7%	B

(7) 地域コミュニティ活動への支援						
主な取組内容	・コミュニティ施設などの整備 ・地域コミュニティ活動への支援					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
自治会館建設補助延べ件数(件)	81	90	91	91	100%	A
自治会加入率(%)	69.1	61.1	60	75.0%	80%	A

(8) 援助を必要とする児童・保護者への支援						
主な取組内容	・ひとり親家庭に対する経済的支援 ・児童虐待対策の推進					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	B/A	
児童虐待発生件数(件)	36	71	70	5	7.1%	D

(9) 高齢者の尊厳が保持される社会づくり						
主な取組内容	・総合相談と権利擁護の実施 ・成年後見制度の利用支援					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
成年後見制度などの相談件数(件)	14	20	25	50	50%	B

(10) 地域を担う人材の育成						
主な取組内容	・地域におけるリーダー養成のための研修の実施					
指標名	H21	R1	R2		達成率	達成率に対する評価など
	基準値	実績	実績見込値 A	目標値 B	A/B	
志縁人(公民館活動リーダー)養成塾資格取得者数(人)	20	未実施	未実施	50	—	H23以降、実施していない
人材育成講座数(講座)	—	20	20	—	—	次期計画 新指標

7 計画の策定体制

(1) 新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会

○地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会」を設置して審議しました。

(2) 市民アンケート調査

○計画の策定にあたり、計画づくりの段階から市民の皆さんの声を聞き、ご意見を計画に反映しました。

(3) パブリックコメント

○地域住民の意見を幅広く取り入れるため、市内各施設、本市ホームページ上でパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

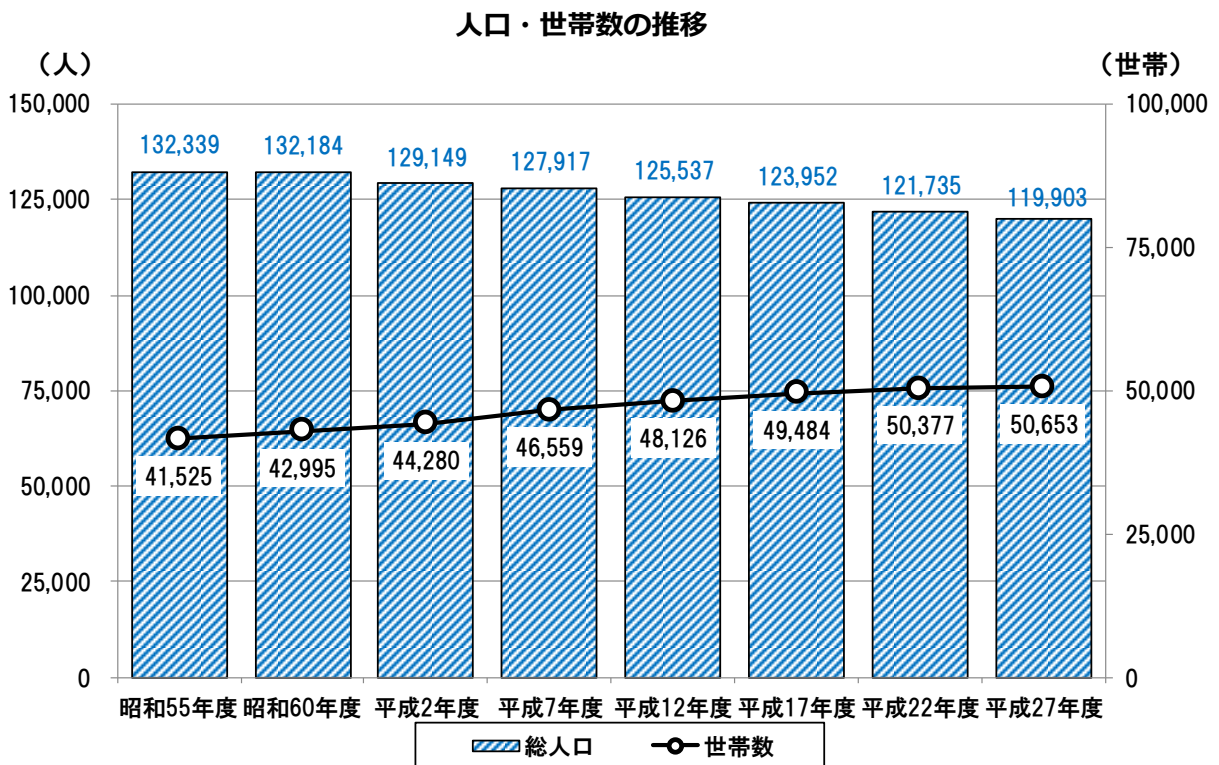
- 1 意見募集期間 令和3年2月10日（水）～3月10日（水）
- 2 意見提出人数 0人
- 3 意見提出件数 0件

第2章 市の現状と課題

1 市の現状と課題

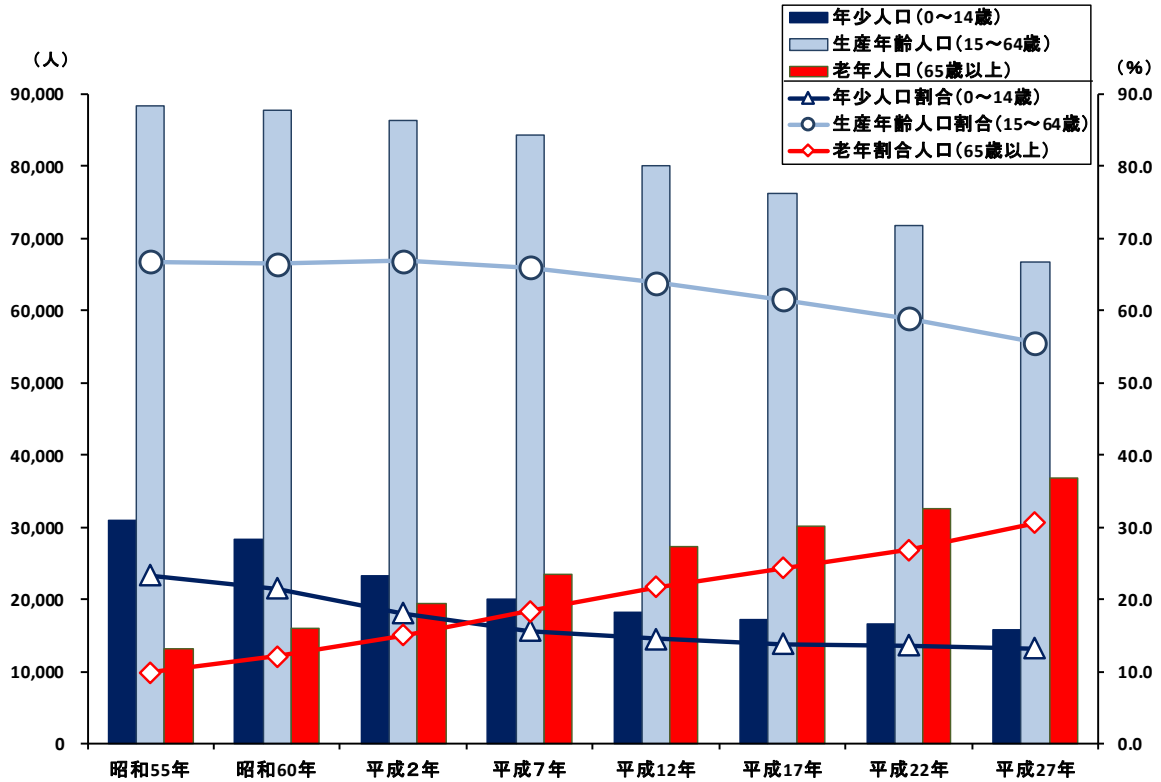
(1) 人口・世帯数の動向

- 本市の人口は、国勢調査の結果では、昭和 55 年の 132,339 人から一貫して減少しており、平成 27 年には 119,903 人となっています。
- また、世帯数は昭和 55 年の 41,525 世帯から一貫して増加しており、平成 27 年には 50,653 世帯となっています。1 世帯当たりの人員は核家族化や世帯の多様化により減少しています。



- 本市の高齢化率は、昭和 55 年（1980 年）の 9.9%から平成 27 年（2015 年）には 30.6%と大幅に上昇しており、高齢化が進み、人口のおおよそ 3 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者が占めています。
- 一方、15 歳～64 歳の生産年齢人口は同期間 66.8%から 55.6%に約 11 ポイント減少し、14 歳以下の年少人口も同様に 23.3%から 13.2%と約 10 ポイント減少しています。
- 今後は、あらゆる分野で本格的な少子・超高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進める必要があります。

年齢別人口の推移



		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	総人口	132,339	132,184	129,149	127,917	125,537	123,952	121,735	119,903
	年少人口(0~14歳)	30,850	28,388	23,308	20,021	18,197	17,132	16,550	15,812
	生産年齢人口(15~64歳)	88,391	87,860	86,422	84,408	80,105	76,329	71,730	66,679
	老年人口(65歳以上)	13,042	15,935	19,415	23,488	27,205	30,160	32,643	36,715
割合(%)	年少人口割合(0~14歳)	23.3	21.5	18.0	15.7	14.5	13.8	13.6	13.2
	生産年齢人口割合(15~64歳)	66.8	66.5	66.9	66.0	63.8	61.6	58.9	55.6
	老年人口割合(65歳以上)	9.9	12.1	15.0	18.4	21.7	24.3	26.8	30.6

注：総人口には年齢不詳を含む。

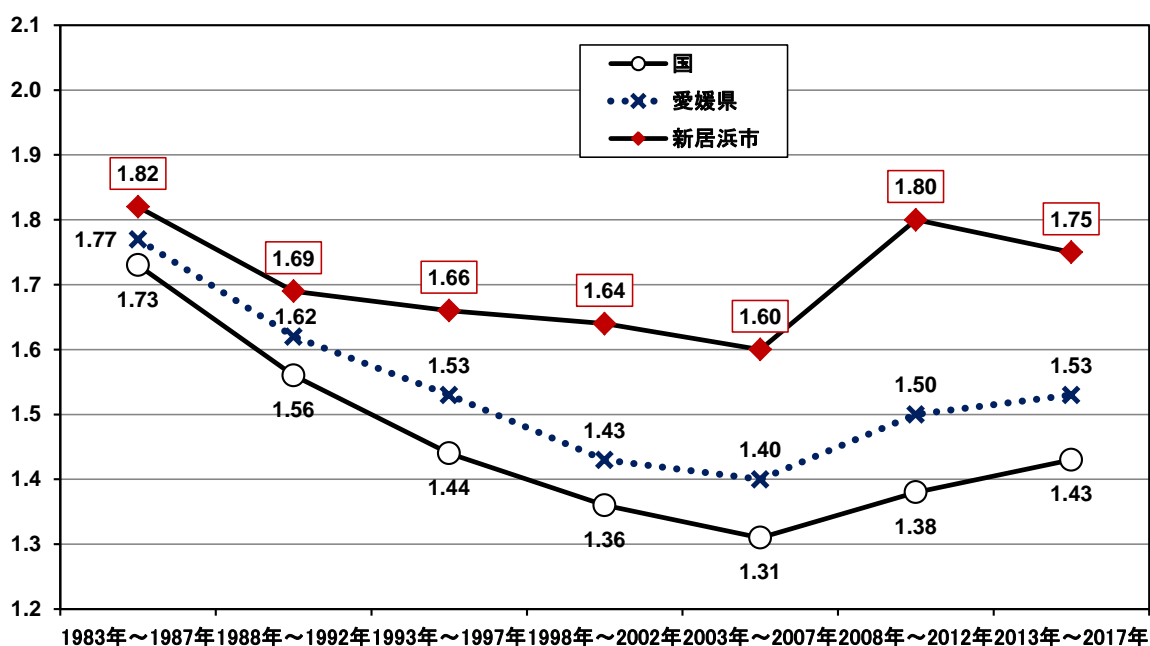
注：年齢不詳があるため総人口と一致しない場合がある。

資料：国勢調査

(2) 合計特殊出生率の動向

○本市の合計特殊出生率は、減少で推移していましたが、2003年（平成15年）～2007年（平成19年）を底に増加に転じ、2008年（平成20年）～2012年（平成24年）は1.80、2013年（平成25年）～2017年（平成29年）は1.75に若干落ちていますが、いずれも、国、県よりも高い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移（国、愛媛県、新居浜市）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(3) 障がい者の状況

障がい手帳所持者（障がいのある人）の数は、令和2年現在の身体障がい者が平成27年と比較して減少、知的障がい者（児）は増加、精神障がいは増加しており、精神障がいの増加傾向が顕著となっています。令和2年では、身体障がい者数が前年までの減少傾向から増加と変化しており、状況把握、今後の動向に注意する必要があります。

ア. 身体障害者手帳所持者の推移

○令和2年4月1日現在の身体障害者手帳登録者数は5,013人となっています。

身体障害者手帳所持者数（等級別）（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
1級	1,991	1,955	1,911	1,882	1,844	1,830
2級	943	929	880	864	862	899
3級	765	736	705	710	700	685
4級	1,111	1,108	1,076	1,041	1,027	1,032
5級	334	326	314	302	288	279
6級	271	271	281	284	273	288
合計	5,415	5,325	5,167	5,083	4,994	5,013

資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

イ. 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

○令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳登録者数は886人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
17歳以下	5	7	9	10	9	9
18歳以上	605	672	692	736	782	877
合計	610	679	701	746	791	886

資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

ウ. 療育手帳所持者の推移

○令和2年4月1日現在の療育手帳所持者数は1,103人となっています。

療育手帳所持者数所持者数（年齢別）（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
17歳以下	255	261	276	278	294	302
18歳以上	704	722	730	741	768	801
合計	959	983	1,006	1,019	1,062	1,103

資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

(4) 要支援者の状況

ア. 要介護認定者数の推移

○要介護認定者数は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移していますが、要介護4、5の重度の人が増加しています。

要介護認定者数（単位：人、％）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度
第1号被保険者数	37,335	37,687	37,958	38,069	38,018
第2号被保険者数	128	126	120	130	122
要介護認定者数	7,992	8,028	7,786	7,862	7,919
認定率	21.3%	21.2%	20.4%	20.6%	20.8%
要支援1	1,142	1,179	1,013	1,020	1,007
要支援2	1,023	992	972	985	1,106
要介護1	1,627	1,725	1,590	1,611	1,555
要介護2	1,370	1,354	1,351	1,390	1,439
要介護3	1,018	1,047	1,112	1,045	955
要介護4	1,029	986	1,000	1,033	1,055
要介護5	783	745	748	778	802

※認定率は次の式による。【1号・2号認定者数／（1号被保険者数＋2号認定者数）】
資料：介護福祉課（各年3月末現在）

イ. 緊急通報装置設置数の推移

○緊急通報装置設置数は減少傾向で推移しており、平成31年度は171件となっています。

緊急通報装置設置数（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度
川西地区	61	56	50	43	32
川東地区	103	94	84	76	67
上部地区	104	93	88	84	72
合計	268	243	222	203	171

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

ウ. 生活保護の保護世帯数・保護人員・保護率の推移

○生活保護の保護世帯数・保護人員・保護率の状況をみると、平成27年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成31年度で月平均保護世帯数1,040世帯、月平均保護人員1,236人、保護率10.5%となっています。

生活保護の保護世帯数・保護人員・保護率

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度
月平均保護世帯数(世帯)	1,028	1,050	1,066	1,052	1,040
月平均保護人員(人)	1,247	1,281	1,286	1,266	1,236
保護率(%)	10.5	10.7	10.8	10.7	10.5

資料：生活福祉課（各年4月1日現在）

(5) 支援者の状況

ア. 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員数（単位：人）

委嘱期間	民生委員・児童委員 (定員)	主任児童委員 (定員)
平成22年12月1日 ～平成25年11月30日	249 (249)	35 (35)
平成25年12月1日 ～平成28年11月30日	249 (249)	35 (35)
平成28年12月1日 ～令和元年11月30日	249 (249)	35 (35)
令和元年12月1日 ～令和4年11月30日	249 (249)	35 (35)

資料：地域福祉課（各年12月1日現在）

イ. 見守り推進員の状況

○見守り推進員は280人前後で推移しています。

見守り推進員（単位：人）

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
川西地区	86	85	85	87	88
川東地区	81	80	79	77	77
上部地区	118	118	115	115	115
合計	285	283	279	279	280

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

2 地域福祉についての市民の意向

(1) 市民アンケート調査の概要

○市民アンケート調査の概要は以下のとおりです。

市民アンケート調査結果の概要	
1 調査対象者と抽出方法	本市に住民登録している 18 歳以上の市民の中から、2,000 人を無作為に抽出しました。
2 調査方法	郵送調査法
3 調査期間	令和 2 年 7 月 9 日 ～ 7 月 22 日
4 回収状況	発送数 2,000 件 回収数 880 件 回収率 44.0%

(2) 市民アンケート調査結果の概要

○市民アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

① 近所との付き合いの程度

- 「あいさつをする」「立ち話をする」を合わせると約 7 割で、声をかけ合う程度の付き合いが多くなっています。
- 一方、「ほとんど付き合いはない」が約 1 割を占めています。

順位	本市の住み良い点	割合
1 位	・あいさつをする	45.5%
2 位	・立ち話をする	22.3%
3 位	・何か困った時に助け合える	14.3%
4 位	・ほとんど付き合いはない	11.0%
5 位	・お互いに訪問しあう	3.8%

② 手助けしてもらいたいこと・手助けできること

- 手助けしてもらいたいことは、「災害時における避難などの手助け」が約4割で最も多く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」が約3割弱となっています。
- 一方、手助けできることは、「安否確認の声かけ・見守り」が約5割で最も多く、次いで「災害時における避難などの手助け」が約4割強となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・災害時における避難などの手助け	40.7%
2位	・安否確認の声かけ・見守り	26.8%
順位	手助けできること	割合
1位	・安否確認の声かけ・見守り	51.7%
2位	・災害時における避難などの手助け	43.8%

③ 参加したいボランティア活動

- 「イベント手伝い」が約2割5分で最も多く、次いで「話し相手・傾聴」、「娯楽・趣味」、「環境」、「防災・防犯」の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・イベント手伝い	24.5%
2位	・話し相手・傾聴	20.2%
3位	・娯楽・趣味	17.6%
4位	・環境	12.8%
5位	・防災・防犯	12.6%

④ 福祉に関する情報の入手先

- 「市政だより」が74.0%と圧倒的に多く、次いで「新聞、テレビ、ラジオの報道」(35.9%)、「自治会」(23.8%)、「家族や知人などの話」(20.7%)、「インターネット」(17.6%)の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・市政だより	74.0%
2位	・新聞、テレビ、ラジオの報道	35.9%
3位	・自治会	23.8%
4位	・家族や知人などの話	20.7%
5位	・インターネット	17.6%

⑤ 経済的に困っている人や社会的に孤立している人への支援

- 「仕事に就くための支援」が約6割で最も多く、次いで「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」が6割弱で半数を超え、次いで「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」約4割弱の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・仕事に就くための支援	60.9%
2位	・いろいろな相談ができる福祉窓口の充実	59.4%
3位	・生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援	39.2%
4位	・社会参加の場の確保	19.2%
5位	・住まいを確保するための支援	15.8%

⑥ 地域における福祉活動を活発にするために大切なこと

- 地域における福祉活動を活発にするために大切なこととしては、「育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策」が約4割で最も多く、次いで「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」、「地域における福祉活動の意義と重要性の周知・啓発」、「学校や地域で福祉教育の充実」(20.8%)の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策	41.3%
2位	・思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ	33.6%
3位	・地域における福祉活動の意義と重要性の周知・啓発	22.0%
4位	・学校や地域で福祉教育の充実	20.8%
5位	・助けあいの場や組織についての周知・啓発	12.6%

⑦ 子どもの貧困への支援に必要なこと

- 「生活の支援（こども食堂などの居場所や食事の提供、親の自立支援、何でも相談できる場所の提供など）」は約5割で最も多く、「就労の支援（親の就労支援、親の学び直し支援、就労機会の確保など）」、「教育の支援（学校以外での学習の支援、進学などのための奨学金制度の充実、多様な体験活動の機会の提供など）」、「経済的な支援」の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・生活の支援	48.6%
2位	・就労の支援	19.5%
3位	・教育の支援	18.5%
4位	・経済的な支援	10.5%

⑤ 行政施策などに対する満足度・今後の重要度について

- 「生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）」の満足度が最も高く、次いで「健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）」、「生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）」の順となっています。

順位	行政施策などに対する満足度	平均スコア
1位	・生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）	3.623
2位	・健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）	3.516
3位	・生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）	3.445
4位	・地域コミュニティ（総合した新居浜市の住み心地）	3.424
5位	・暮らし向き（住宅の住み心地、職場の環境など）	3.347
6位	・医療施設・救急医療体制の充実（医師の確保、休日や夜間時など）	3.284
7位	・生活の便利さ（交通、買い物、公共施設、娯楽施設など）	3.274
8位	・教育（学校教育、青少年の健全育成など）	3.263
9位	・子育て支援対策の充実（保育施設・子育て相談など）	3.210
10位	・高齢者福祉対策の充実（生きがいづくり・介護サービスなど）	3.182

- 「生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）」の満足度が最も高く、次いで「生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）」、「医療施設・救急医療体制の充実（医師の確保、休日や夜間時など）」の順となっています。

順位	行政施策などに対する重要度	平均スコア
1位	・生活の快適さ（自然環境、水、公園、ごみ、公害など）	3.784
2位	・生活の安全安心（防災、防犯、救急、道路の安全対策など）	3.780
3位	・医療施設・救急医療体制の充実（医師の確保、休日や夜間時など）	3.680
4位	・教育（学校教育、青少年の健全育成など）	3.662
5位	・健康管理や健康づくりの推進（健康診査の実施など）	3.648
6位	・子育て支援対策の充実（保育施設・子育て相談など）	3.632
7位	・暮らし向き（住宅の住み心地、職場の環境など）	3.577
8位	・生活の便利さ（交通、買い物、公共施設、娯楽施設など）	3.551
9位	・障がい者（児）福祉対策の充実（発達及び就労支援・施設の整備など）	3.505
10位	・高齢者福祉対策の充実（生きがいづくり・介護サービスなど）	3.493

■ 加重平均値の算出について

本市のさまざまな行政施策について、それらの満足度と重要度をたずねました。満足度を相対的にどのように判断しているかを比較しやすくするため、加重平均値（満足度平均点）を算出しました。

（重要度の加重平均値も、満足度の加重平均値と同じ方法で算出しています。）

【算出方法】

$$\begin{aligned} & (\text{①の回答数} \times 2 \text{点}) + (\text{②の回答数} \times 1 \text{点}) \\ & + (\text{③の回答数} \times 0 \text{点}) + (\text{④の回答数} \times -1 \text{点}) \\ & + (\text{⑤の回答者数} \times -2 \text{点}) \end{aligned}$$

$$\text{加重平均値} = \frac{\text{（上記の数値）}}{\text{（回答総数）} - \text{（「無回答」の人数）}}$$